平成２３年（フ）第９２号
山口県宇部市大字東岐波5463番地１、旧住所山口市維新公園１丁目10番２号
破産者　田中　　徹
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７１号
山口県宇部市東本町１丁目１番４－607号平田ビル
破産者　渡辺　道子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１１号
香川県三豊市高瀬町上高瀬1214番地１
破産者　石井　博美
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２２３号
開始決定時の住所北海道旭川市西神楽北２条１丁目133番地
破産者　野尻　浩之
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９６号
青森市大字新城字山田677番地638
破産者　横山　幸永
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８９号
神奈川県藤沢市円行２丁目28番地の４　桐ヶ谷ハイツ301、開始決定時の住所神奈川県藤沢市円行１丁目14番地の３
破産者　畑田　栄州
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０５号
横浜市青葉区千草台31番地２　第３サンライズマンション310
破産者　野口　克己
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３号
新潟県阿賀野市嶋瀬103番地
破産者　星　　幸悦
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４６２号
金沢市三十苅町乙148番地２
破産者　奥野建築こと　奥野　文雄
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
岐阜県大垣市波須１丁目98番地　りばてぃーはうす98―106
破産者　揖斐川タイヤセンターこと　豊田　清
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
静岡県裾野市富沢92番地の２
破産者　渡邉　勝利
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６２９号
静岡県磐田市池田804番地
破産者　鈴木　鉄二
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
京都府長岡京市井ノ内南内畑25番地の１
破産者　能勢　章司
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
奈良市宝来町939－１　レオパレス伏見Ⅲ203、住民票上の住所奈良市宝来３丁目２番９号
破産者　今西　隆之
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６９号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地29　ファミーユ南長崎204号、開始決定時の住所長崎県長崎市新戸町１丁目30番24号
破産者　松田　勝已
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
大分市大字三芳1691番地の21
破産者　窪田　里美
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番６－104号　グリーンタウン松ヶ丘、破産手続開始決定時の住所埼玉県朝霞市本町２丁目１番18号
破産者　宮原　孝之
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係